4. When amendments enter into force, they shall be binding on those States Parties which have accepted them, other States Parties still being bound by the provisions of this Convention and any earlier amendment which they have accepted.

Article 45

1. This Convention, of which the Arabic, Chinese, English, French, Russian and Spanish texts are equally authentic, shall be deposited with the Secretary-General of the United Nations.

2. The Secretary-General of the United Nations shall transmit certified copies of this Convention to all States referred to in article 38.

省　　令

○総務省令第百十一号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項の規定に基づき、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日

総務大臣　片山　善博

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出しを「（表示）」に改め、同条第一項第十七号中ハをチに改め、ロの次に次のように加える。

ハ　標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限

ニ　使用時の安全な取扱いに関する事項

ホ　維持管理上の適切な設置場所に関する事項

ヘ　点検に関する事項

ト　廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

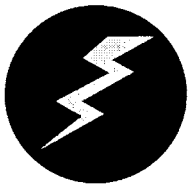
第三十八条第一項中第十七号を第十九号とし、第二号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二　住宅用消火器でない旨

三　加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別

第三十八条第四項中「円形の標識を設けなければならない」を「表示をしなければならない」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　A火災（電気火災を除く。以下この号において同じ。）に適応する消火器にあつては「普通火災用」と、B火災（電気火災を除く。以下同じ。）に適応する消火器にあつては「油火災用」と、電気火災に適応する消火器にあつては「電気火災用」とそれぞれ明瞭に表示し、併せて、次の表の上欄に掲げる適応する火災の区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる絵表示を、下欄に掲げる絵表示の色で表示すること。

火災の区分	絵表示	絵表示の色
A火災		炎は赤色、可燃物は黒色とし、地色は白色とする。
B火災		炎は赤色、可燃物は黒色とし、地色は黄色とする。
電気火災		電気の閃光は黄色とし、地色は青色とする。